

常任委員会の審査から

主な付託案件

- 議案第25号 令和2年度一般会計予算
総額1,351億9,473万円、前年度比6.5%の増
- 議案第26～33号 令和2年度特別会計予算
(国民健康保険等8件)
総額708億2,876万円、前年度比2.4%の増
- 議案第34、35号 令和2年度事業会計予算(水道、下水道)
総額294億3,871万円、前年度比5.5%の増

予算常任委員会には予算案21件が付託されました。
主な付託案件、主な内容(審査内容・結果を含む)は、次のとおりです。
なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、本定例会は日程等を一部変更して開催したことから、総括質疑は行っておりません。

予算常任委員会
〔審査案件〕
予算関係の議案



議案第25号 令和2年度一般会計予算

賛成多数で
承認

〈主な内容〉

- DV防止対策事業 134万円
中学校におけるデートDV予防啓発講座の実施枚数の拡大に係る経費、小学校向けいじめ暴力予防啓発講座に係る経費
- 自主防災推進事業 435万円
自主防災組織(連合自治会単位)に対する補助制度を新設
- 予防接種事業 5,179万円
中学3年生のインフルエンザ予防接種に対する公費負担(2,000円)に係る経費、令和2年8月1日以降に生まれた者を対象としたロタウイルスワクチンの定期接種に係る経費
- 子どもの生活支援事業 180万円
子ども食堂を開設する団体への補助制度を新設
- 小・中学校改修事業 2,169万円
PFI事業による小・中学校特別教室への空調設備の整備に係る導入支援業務の委託等に係る経費
- 環境政策・庁舎管理事業 412万円
環境に配慮した省エネルギー設備の導入に向けたESCO事業者選定支援業務の委託に係る経費
- 休日急病診療所管理事業 1億410万円
休日急病診療所における診療業務の委託及び電子カルテの導入に係る経費
- 公園等管理事業 1,525万円
都市公園等の魅力向上に向け、江坂公園・桃山公園における官民連携による便益施設の設備等及び指定管理者による管理運営等の実施を検討する経費
- 観光振興事業 2,960万円
吹田まつりをリニューアルし、万博記念公園で新たにすいたフェスタを開催する経費、これまでの吹田まつり開催会場3か所(江坂、千里南、JR吹田駅周辺)において、地域の特性を生かした地域活性化イベントを開催する経費



本年5月に青山台に移転した休日急病診療所

〈賛成意見の概要〉

○市は本年4月から中核市に移行し、感染症予防事業を担う保健所を所管していくことになるが、市民の健康を守る責任も重くなることを自覚し、市政を進められたい。



※委員会としての意見

地域活性化イベントに関する予算については、これまで吹田まつりを開催してきた3会場(江坂、千里南、JR吹田駅周辺)の地域の特性を生かした新たなスタイルのにぎわいが継続できるよう、すいたフェスタとは別に市制施行80周年記念事業の一環として、地域活性化イベントを実施するものである。本来、市で行うイベントは、住民とともに交流とにぎわい創出のために行わなければならない。よって、本予算については、地域の思いを基にした地域のにぎわいと交流を育むイベントを開催し、事業の充実を図られたい。

議案第26号 令和2年度国民健康保険特別会計予算

賛成多数で承認

〈内容〉

○国民健康保険事業ほか 総額345億480万円

〈反対意見の概要〉

○2020年度の保険料は平均3.13%の値上げとなり、大阪府の国民健康保険運営方針等に従っていると保険料の増加は抑制できないため、市は一般会計から財源を繰り出すべきである。

議案第29号 令和2年度介護保険特別会計予算

賛成多数で承認

〈内容〉

○介護保険運営事業ほか 総額282億4,284万円

〈反対意見の概要〉

○介護保険事務の委託が提案されているが、受付業務や資格保険料業務は市民からの相談もあるため、これらの業務が委託されると、市民の暮らしに寄り添う施策を発展させられない。本来は、職員を増やして、高齢化の進展に対応すべきである。



定例会の概要
代表質問
質問

常任委員会

議決結果

議会日誌等

主な付託案件

議案第3号 一般職職員の給与条例の一部改正
市内に居住する職員の住宅手当を改定するものです。

議案第4号 市税条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の基礎控除額の改定等を行うものです。

財政総務常任委員会には条例案等4件が付託されました。主な付託案件及び審査内容・結果は、次のとおりです。

財政総務常任委員会
〔審査分野〕
防犯・防災、消防、行財政など



議案第3号 一般職職員の給与条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 市外居住者への手当を廃止したうえで、市内居住者への手当を増額するなど、市内居住率向上の目的がより明確になる制度設計の検討
- 具体的な効果を検証したうえで、本案を提案する必要性
- 新型コロナウイルス感染症対策により、新たな財政負担が必要となる可能性がある中で、手当を増額することの是非

〈意見の概要〉

- 新型コロナウイルス感染症への対応で、今後、必要となる財源が見通せない中で、職員の住居手当を月額5,000円増額することは、市民理解は得られない。採決では退席し、会派で再検討する。
- 住宅手当の増額により、市内に居住する職員がどれだけ増えるのか調査しておらず、その効果は明らかになっていない。賛否は会派で検討するので、採決では退席する。

議案第4号 市税条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 条例改正に伴う本市の各事業への影響を早期に把握し、新たな市民負担が生じないように全庁で対応する必要性
- 影響を受ける事業への今後の対応が、事業によって異なる理由

- 情報を提供するだけでなく、事業所管部局が対応策の検討を進めるよう、税務部から積極的に働きかける必要性

〈賛成意見の概要〉

- 条例改正の影響について、国や大阪府の動向を注視し、必要に応じて市独自の施策を実施するなど、市民サービスが後退しないよう工夫されたい。

※本委員会には、当初、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免除するための条例案が付託されていました。

委員会において、委員から、損害賠償責任の一部免責の基準を国の参酌基準と異なる基準で提案する理由などの質疑があり、理事者から、委員会での審査を踏まえ、当該条例案を撤回したいとの申し出があったため、委員会はこれを全員賛成で承認しました。

付託案件

議案第5号 印鑑条例の一部改正

成年被後見人に関し、印鑑登録の登録資格を見直すものです。

議案第17号 執行機関の附属機関条例の一部改正

教育委員会の附属機関として学校規模等検討委員会を置くものです。

議案第18号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の一部改正

放課後児童支援員の資格基準を変更するものです。

文教市民常任委員会には条例案3件が付託されました。付託案件及び主な審査内容・結果は、次のとおりです。

文教市民常任委員会
〔審査分野〕
教育、文化、コミュニティなど



議案第5号 印鑑条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 成年被後見人の印鑑登録手続きに後見人の同伴を求める理由
- 登録資格を見直すことになった経緯

議案第17号 執行機関の附属機関条例の一部改正

〈主な質疑項目〉

- 学校規模等検討委員会の議事録の公開
- 学校規模に課題のある校区の有無
- 学校選択制導入の検討
- 地元住民の意見を同委員会の審議に反映する必要性
- 法令上の標準学級数を前提に解消策を検討する必要性
- 財政面を考慮した解消策の検討
- 同委員会の答申後におけるパブリックコメントの実施

全員賛成で承認

学校規模等検討委員会



議案第18号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 留守家庭児童育成室における放課後児童支援員の欠員状況



主な付託案件

議案第2号 動物の愛護及び管理に関する法律施行条例

中核市への移行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

議案第7号 執行機関の附属機関条例の一部改正

市長の附属機関として認知症総合支援業務委託事業者選定等委員会を置くものです。

議案第10号 国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の改正内容に準じ、賦課限度額の改定等を行うものです。

健康福祉常任委員会には条例案等9件が付託されました。
主な付託案件及び審査内容・結果は、次のとおりです。

健康福祉常任委員会
〔審査分野〕
福祉、医療、子育てなど



議案第2号 動物の愛護及び管理に関する法律施行条例

〈主な質疑項目〉

- 動物愛護管理員となる獣医師等の採用状況
- 引き取った動物の取り扱いについての市の基本姿勢

全員賛成で
承認



議案第7号 執行機関の附属機関条例の一部改正

〈主な質疑項目〉

- 認知症総合支援業務委託事業者選定等委員会の設置目的
- 同委員会を業務開始時に設置しなかった理由
- 認知症初期集中支援チームの増加見込み

全員賛成で
承認

議案第10号 国民健康保険条例の一部改正

〈主な質疑項目〉

- 賦課限度額のさらなる引き上げの可能性
- 累積赤字解消後の保険料軽減の可否
- 大阪府内での保険料率の統一化により保険料が増額する多子世帯に対する国の支援
- 保険料の軽減措置を受けている世帯の割合

〈反対意見の概要〉

- 保険料の軽減対象者の範囲拡大には賛成であるが、都道府県単位化のために、保険料の均等割と平等割の比率を変更することには賛成できない。

賛成多数で
承認



主な付託案件

議案第12号 執行機関の附属機関条例の一部改正

市長の附属機関としてE S C O事業者選定委員会を置くものです。

議案第14号 手数料条例の一部改正

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に対する審査手数料の設定等を行うものです。

議案第24号 市道路線の認定及び廃止

道路法の規定により、藤白台57号線ほか17路線を認定するとともに、新芦屋下新芦屋上1号線ほか3路線を廃止するものです。

建設環境常任委員会には条例案等6件が付託されました。主な付託案件及び審査内容・結果は、次のとおりです。

建設環境常任委員会
〔審査分野〕
道路、公園、水道、環境など



議案第12号 執行機関の附属機関条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 事業者選定の公平性を担保した委員の選任
- 応募事業者数の見込み
- 市役所本庁舎におけるE S C O事業(※)の実施経費及びその効果額の詳細
- 一般的な設備改修と同事業との省エネルギー効果の差を詳細に比較する必要性
- 同事業の実施期間を10年間とする理由
- 省エネルギー効果が当初の見込みに達しない場合の対応
- 同事業と吹田市役所エコオフィスプランとの関連性

※省エネルギー改修に掛かる経費をその改修による省エネルギー効果によって削減された光熱水費で賄う事業



吹田市役所本庁舎

議案第14号 手数料条例の一部改正

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 審査手数料の算定根拠
- 申請対象となる建築物

議案第24号 市道路線の認定及び廃止

全員賛成で承認

〈主な質疑項目〉

- 市道路線を認定、廃止する際の地域住民への周知方法
- 市道路線廃止後の当該路線の取り扱い
- 市道の不法占拠者に対する指導方法及び市の管理責任

※分科会や委員会の質疑内容等は、委員会記録をご覧ください。また、本会議での賛否の状況は、14、15面の議決結果をご覧ください。

